

議案第53号

平成28年度

小金井市

一般会計補正予算

(第4回)

平成28年度小金井市一般会計補正予算（第4回）

平成28年度小金井市の一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,321,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年7月28日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 都 支 出 金		千円 5,966,620	千円 2,131	千円 5,968,751
	2 都 補 助 金	3,241,956	2,131	3,244,087
歳 入 合 計		40,319,793	2,131	40,321,924

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,579,019	千円 2,646	千円 3,581,665
	1 総 務 管 理 費	2,576,921	2,646	2,579,567
10 教 育 費		3,189,013	2,612	3,191,625
	5 保 健 体 育 費	318,526	2,612	321,138
13 予 備 費		34,275	△3,127	31,148
	1 予 備 費	34,275	△3,127	31,148
歳 出 合 計		40,319,793	2,131	40,321,924

議案第53号資料1

平成28年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第4回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14都 支出金		千円 5,966,620	千円 2,131	千円 5,968,751
	2都 補助金	3,241,956	2,131	3,244,087
歳入合計		40,319,793	2,131	40,321,924

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,579,019	千円 2,646	千円 3,581,665
	1 総 務 管 理 費	2,576,921	2,646	2,579,567
10 教 育 費		3,189,013	2,612	3,191,625
	5 保 健 体 育 費	318,526	2,612	321,138
13 予 備 費		34,275	△3,127	31,148
	1 予 備 費	34,275	△3,127	31,148
歳 出 合 計		40,319,793	2,131	40,321,924

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			2,646
			2,646
2,131			481
2,131			481
			△3,127
			△3,127
2,131			0

2 歳 入

款 14 都 支 出 金

項 2 都 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7 教育費都補助金	千円 15,755	千円 2,131	千円 17,886	1 教育費補助金	千円 2,131

説	明	千円
6 スポーツ振興等事業費補助金 (スポーツ振興事業費補助金交付要綱)	(企画政策課)	2,131

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 文書管理費	415,923	2,646	418,569			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,646			
2,646	13 委託料	2,646	6 基幹系システムに要する 経費 (情報システム課) 2,646
			13 委 託 料 (2,646) 基幹系システム修正委託料 (番号 制度独自利用対応分) 2,646

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	59,686	2,612	62,298	2,131		
				2,131		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
481				
481	8 報償費	67	10 2020年東京オリンピック・パラリンピック推進に要する経費	(生涯学習課) 2,612
	11 需用費	961		
	1 消耗品費	961	8 報償費	(67)
	12 役務費	9	オリンピック・パラリンピック報	
	1 郵便料	9	告会保育士謝礼	26
	13 委託料	117	オリンピック・パラリンピック報	
			告会手話通訳者謝礼	26
	14 使用料及び賃借料	1,458	オリンピック・パラリンピック報	
			告会記念品	15
			11 需用費	(961)
			消耗品費	961
			12 役務費	(9)
			郵便料	9
			13 委託料	(117)
			掲示物作製等委託料(パラリンピック対応分)	117
			14 使用料及び賃借料	(1,458)
			会場借上料	1,458

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	34,275	△ 3,127	31,148			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 3,127			

オリンピック・パラリンピック推進事業の概要

1 目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック開催時より、本市に関係する大会出場者を、市民とともに応援すること等を通じ、東京オリンピック・パラリンピック開催への気運を醸成することを目的とする。

2 出場選手

鈴木亜由子選手（オリンピック陸上女子5,000m・10,000m出場。日本郵政グループ女子陸上部、市内在住・在勤）

関根花観選手（オリンピック陸上女子10,000m出場。日本郵政グループ女子陸上部、市内在住）

吉田信一選手（パラリンピック車いす卓球出場。国立研究開発法人情報通信研究機構、市内在勤）

3 競技日（予定）

オリンピック：平成28年8月12日（金）陸上女子10,000m決勝
平成28年8月16日（火）陸上女子5,000m予選
平成28年8月20日（土）陸上女子5,000m決勝
パラリンピック：平成28年9月8日（木）～同月17日（土）
（卓球クラス別日程は、現時点で把握できていない。）

4 事前応援関係

懸垂幕、横断幕、貼付フィルムシール掲示、のぼり旗掲揚
（設置場所：市庁舎、小金井 宮地楽器ホール、アクウェルモール、市内各駅、体育施設ほか）

5 パブリック・ビューイング

オリンピック：8月12日（金）、20日（土）に小金井 宮地楽器ホール
小ホール（各回定員150人）で開催
パラリンピック：競技日に合わせて2回開催を想定

6 出場報告会

オリンピック、パラリンピックそれぞれ、各選手に支障の出ない日程で、小金井 宮地楽器ホール大ホールで600人（2回開催）の市民に来場いただき、今オリンピック・パラリンピックの感想、次回オリンピック・パラリンピックへの抱負、これからオリンピック・パラリンピック出場を目指す方などへのアドバイスをいただく。また、来場者の記憶に残るよう、可能であれば選手との体験型のコーナー設置のほか、さまざまな世代や立場の方が参加できるよう、保育、手話通訳者を配置し、参加しやすい環境を提供する。

議案第54号

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年7月28日提出

小金井市長 西岡 真一郎

1

(提案理由)

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の開始に向けて、個人番号の独自利用等について規定を整備するため、本案を提出するものであります。

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1」を「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	小金井市児童育成手当条例（昭和44年条例第35号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第18号）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第17号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第30号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
------	----	--------

<p>1 市長</p>	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 市長</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項又は当該税額の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>3 市長</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により</p>

		<p>算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>小金井市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情</p>

		<p>報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する情報(以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報(以下「義務教育就学児医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
<p>5 市長</p>	<p>小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 義務教育就学児医療費助成関係</p>

		<p>情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 乳幼児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
7 市長	<p>小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>(7) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 小金井市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 乳幼児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 義務教育就学児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>8 市長</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>(8) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 乳幼児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 義務教育就学児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲) 第4条 法第9条第2項で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 省略 4 省略</p>	<p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第1の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 省略 4 省略 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定</p>	<p>特定個人情報 報の利用範囲の追加に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>特定個人情報 報の提供に関する規定の削除</p>

個人情報提供することにより行うものとする。

2. 前項の規定による特定個人情報提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 省略

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号)による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
2 市長	小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年条例第18号)による乳幼児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号)による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
4 市長	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第30号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

第6条 省略

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であつて規則で定めるもの (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であつて規則で定めるもの

条の繰上げ
特定個人情報
報の利用範
囲の追加に
伴う規定の
整備

5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

2 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法(昭和25年法律第141号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	(3) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
------	--	---	-------------------------	--	-------------------------

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定	(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する

別表第2 (第5条関係)

機関	事務	機関	特定個人情報
1 小 金井 市教	学校保健安全法(昭和33年法律第56	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

特定個人情報
報の利用範
囲の追加及
び特定個人
情報の提供

	<p>定及び実 施、就労 自立給付 金の支 給、保護 に要する 費用の返 還又は徴 収金の徴 収に関する 事務であ るもの</p>	<p>情報（以下「国民健康保険 関係情報」という。）であ って規則で定めるもの (2) 高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和57年法律 第80号）による後期高齢 者医療給付の支給又は保険 料の徴収に関する情報（以 下「後期高齢者医療関係情 報」という。）であって規 則で定めるもの</p>	<p>育委 員会</p>	<p>号) による医 療に要する費 用についての 援助に関する 事務であって 規則で定める もの</p>	<p>(2) 地方税関係情報 であって規則で定 めるもの (3) 住民票関係情報 であって規則で定 めるもの</p>	<p>に関する規 定の削除に 伴う規定の 整備</p>
<p>2 市長</p>	<p>国民健康 保険法に よる保険 給付の支 給又は保 健事業の 実施に関 する事務 であって 規則で定 めるもの</p>	<p>(1) 地方税法（昭和25年法 律第226号）その他の地 方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した 税額もしくはその算定の基 礎となる事項又は当該税額 の徴収に関する情報であ って規則で定めるもの (2) 住民基本台帳法（昭和4 2年法律第81号）第7条 第4号に規定する事項（以 下「住民票関係情報」とい う。）であって規則で定め るもの</p>	<p>2 小 金井 市教 育委 員会</p>	<p>就学困難と認 められる児童 又は生徒の保 護者に対する 必要な援助に 関する事務で あって規則で 定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報 報であって規則で 定めるもの (2) 地方税関係情報 であって規則で定 めるもの (3) 住民票関係情報 であって規則で定 めるもの</p>	<p>市長</p>
<p>3 市長</p>	<p>介護保険</p>	<p>(1) 生活保護法による保護の</p>				

<p>法（平成 9年法律 第123 号）によ る保険給 付の支給 又は保険 料の徴収 に関する 事務であ って規則 で定める もの</p>	<p>実施又は就労自立給付金の 支給に関する情報（以下 「生活保護関係情報」とい う。）であって規則で定め るもの</p> <p>(2) 地方税法その他の地方税 に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額 又はその算定の基礎となる 事項に関する情報（以下 「地方税関係情報」とい う。）であって規則で定め るもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって 規則で定めるもの</p>
<p>4 市長</p> <p>小金井市 児童育成 手当条例 による児 童育成手 当の支給 に関する 事務であ って規則 で定める もの</p>	<p>(1) 地方税関係情報であって 規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和3 6年法律第238号）によ る児童扶養手当の支給に関 する情報（以下「児童扶養 手当関係情報」という。） であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支 給に関する法律（昭和39 年法律第134号）による 特別児童扶養手当、障害児 福祉手当もしくは特別障害 者手当又は国民年金法等の</p>

- 一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
- (4) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの
- (5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
- (6) 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
- (7) 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医

5 市長	<u>小金井市の乳幼児の医療費の助成に関する条例</u> <u>による乳幼児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>療費助成関係情報」とい</u> <u>う。）であつて規則で定め</u> <u>るもの</u> (8) <u>小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例</u> <u>によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報</u> <u>(以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」とい</u> <u>う。）であつて規則で定め</u> <u>るもの</u>
		(1) <u>生活保護関係情報であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u> (2) <u>地方税関係情報であつて</u> <u>規則で定めるもの</u> (3) <u>国民健康保険関係情報で</u> <u>あつて規則で定めるもの</u> (4) <u>児童扶養手当関係情報で</u> <u>あつて規則で定めるもの</u> (5) <u>住民票関係情報であつて</u> <u>規則で定めるもの</u> (6) <u>児童手当関係情報であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u> (7) <u>義務教育就学児医療費助</u> <u>成関係情報であつて規則で</u> <u>定めるもの</u> (8) <u>ひとり親家庭等医療費助</u> <u>成関係情報であつて規則で</u> <u>定めるもの</u>

6 市長	<u>小金井市</u> <u>義務教育</u> <u>就学児の</u> <u>医療費の</u> <u>助成に関</u> <u>する条例</u> <u>による義</u> <u>務教育就</u> <u>学児の医</u> <u>療費の助</u> <u>成に関す</u> <u>る事務で</u> <u>あつて規</u> <u>則で定め</u> <u>るもの</u>	<u>(1) 生活保護関係情報であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>(2) 地方税関係情報であつて</u> <u>規則で定めるもの</u> <u>(3) 国民健康保険関係情報で</u> <u>あつて規則で定めるもの</u> <u>(4) 児童扶養手当関係情報で</u> <u>あつて規則で定めるもの</u> <u>(5) 住民票関係情報であつて</u> <u>規則で定めるもの</u> <u>(6) 児童手当関係情報であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>(7) 乳幼児医療費助成関係情</u> <u>報であつて規則で定めるも</u> <u>の</u> <u>(8) ひとり親家庭等医療費助</u> <u>成関係情報であつて規則で</u> <u>定めるもの</u>
7 市長	<u>小金井市</u> <u>ひとり親</u> <u>家庭等の</u> <u>医療費の</u> <u>助成に関</u> <u>する条例</u> <u>によるひ</u> <u>とり親家</u> <u>庭等の医</u> <u>療費の助</u> <u>成に関す</u>	<u>(1) 生活保護関係情報であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>(2) 地方税関係情報であつて</u> <u>規則で定めるもの</u> <u>(3) 国民健康保険関係情報で</u> <u>あつて規則で定めるもの</u> <u>(4) 児童扶養手当関係情報で</u> <u>あつて規則で定めるもの</u> <u>(5) 特別児童扶養手当等関係</u> <u>情報であつて規則で定める</u> <u>もの</u>

<p>る事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(6) <u>住民票関係情報</u>であって規則で定めるもの (7) <u>児童手当関係情報</u>であって規則で定めるもの (8) <u>小金井市児童育成手当条例</u>による<u>児童育成手当の支給に関する情報</u>（以下「<u>児童育成手当関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの (9) <u>乳幼児医療費助成関係情報</u>であって規則で定めるもの (10) <u>義務教育就学児医療費助成関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
<p>8 市長 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護</p>	<p>(1) <u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）による<u>小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの (2) <u>地方税関係情報</u>であって規則で定めるもの (3) <u>国民健康保険関係情報</u>であって規則で定めるもの (4) <u>児童扶養手当関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>

に要する
費用の返
還又は徴
収金の徴
収に関する
事務であ
る事項に
関して規
則で定め
るもの

(5) 特別児童扶養手当等関係
情報であつて規則で定める
もの

(6) 母子保健法（昭和40年
法律第141号）による養
育医療の給付又は養育医療
に要する費用の支給に関す
る情報であつて規則で定め
るもの

(7) 児童手当関係情報であつ
て規則で定めるもの

(8) 後期高齢者医療関係情報
であつて規則で定めるもの

(9) 介護保険法による保険給
付の支給、地域支援事業の
実施又は保険料の徴収に関
する情報であつて規則で定
めるもの

(10) 障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援する
ための法律（平成17年法
律第123号）による自立
支援給付の支給に関する情
報であつて規則で定めるも
の

(11) 児童育成手当関係情報で
あつて規則で定めるもの

(12) 乳幼児医療費助成関係情
報であつて規則で定めるも
の

- の
- (13) 義務教育就学児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
- (14) ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号資料2

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（案）

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年規則第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 小金井市児童育成手当条例（昭和44年条例第35号）第6条の規定による児童育成手当の受給資格及びその額の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
 - (2) 小金井市児童育成手当条例第8条第1項の規定による児童育成手当の額の改定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
 - (3) 小金井市児童育成手当条例施行規則（昭和57年規則第16号）第14条の規定による児童育成手当の現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務
- 2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
- (1) 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第18号）第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
 - (2) 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務
- 3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第17号）第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(2) 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第30号）第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(2) 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の決定及び実施に関する事務

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始もしくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務

(6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

(8) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める

情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る国民健康保険関係情報
 - イ 要保護者等に係る後期高齢者医療関係情報
 - (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始もしくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
 - (3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (5) 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 第1号に掲げる情報
 - (6) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (7) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (8) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報
- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の14の2第1項並びに第2項の規定による限度額適用認定証申請の受理及び申請の認定に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税の徴収に関する情報（以下「国保税徴収関係情報」という。）
 - イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）第8条並びに小金井市結核・精神医療給付金の支給に関する規則（平成14年規則第37号）第2条及び第10条に規定する結核・精神医療給付金の交付申請の受理及び支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に規定する税を含む。以下同じ。）に関する情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(3) 小金井市国民健康保険保健事業（健康診査）利用補助規則（昭和61年規則第12号）第3条及び第5条の規定による健康診査料補助申請の受理、利用対象者の確認及び補助の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る国保税徴収関係情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第66条に規定する保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項に規定する保護の実施、同法第24条第1項に規定する保護の開始もしくは同条第9項に規定する保護の変更、同法第25条第1項に規定する職権による保護の開始もしくは同条第2項に規定する職権による保護の変更又は同法第26条に規定する保護の停止もしくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 介護保険法第69条に規定する保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 小金井市児童育成手当条例第6条の規定による児童育成手当の受給資格及びその額の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当関係情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等関係情報

エ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

オ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童手当関係情報

カ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る乳幼児医療費助成関係情報

キ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る義務教育就学児医療費助成関係情報

ク 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係るひとり親家庭等医療費助成関係情報

(2) 小金井市児童育成手当条例第8条第1項の規定による児童育成手当の額の改定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に

関する事務 前号に掲げる情報

(3) 小金井市児童育成手当条例施行規則第14条の規定による児童育成手当の現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報

5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報

エ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当関係情報

オ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

カ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童手当関係情報

キ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る義務教育就学児医療費助成関係情報

ク 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係るひとり親家庭等医療費助成関係情報

(2) 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
 - ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報
 - エ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当関係情報
 - オ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - カ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童手当関係情報
 - キ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る乳幼児医療費助成関係情報
 - ク 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係るひとり親家庭等医療費助成関係情報

- (2) 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務前号に掲げる情報

7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る申請者、当該申請者と同一の世帯に属する者及び小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第2号に規定する扶養

義務者（以下この項において「扶養義務者」という。）に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報

エ 当該申請に係る申請者、当該申請者と同一の世帯に属する者及び扶養義務者に係る児童扶養手当関係情報

オ 当該申請に係る申請者、当該申請者と同一の世帯に属する者及び扶養義務者に係る特別児童扶養手当等関係情報

カ 当該申請に係る申請者、当該申請者と同一の世帯に属する者及び扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

キ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童手当関係情報

ク 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童育成手当関係情報

ケ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る乳幼児医療費助成関係情報

コ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る義務教育就学児医療費助成関係情報

(2) 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務前号に掲げる情報

8 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法の規定に準じた要保護者等である生活に困窮する外国人（以下この項において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付又は同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報

イ 要保護者等に準ずる者に係る市町村民税に関する情報

- ウ 要保護者等に準ずる者に係る国民健康保険関係情報
 - エ 要保護者等に準ずる者に係る児童扶養手当関係情報
 - オ 要保護者等に準ずる者に係る特別児童扶養手当等関係情報
 - カ 要保護者等に準ずる者に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
 - キ 要保護者等に準ずる者に係る児童手当関係情報
 - ク 要保護者等に準ずる者に係る後期高齢者医療関係情報
 - ケ 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付もしくは同条第3号の市町村特別給付の支給、同法第115条の45の地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
 - コ 要保護者等に準ずる者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
 - サ 要保護者等に準ずる者に係る児童育成手当関係情報
 - シ 要保護者等に準ずる者に係る乳幼児医療費助成関係情報
 - ス 要保護者等に準ずる者に係る義務教育就学児医療費助成関係情報
 - セ 要保護者等に準ずる者に係るひとり親家庭等医療費助成関係情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始もしくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
 - (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務 第1号に掲げる情報
 - (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

- (8) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第54号資料3

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部 改正（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正（案）に対する意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、本件に対する意見はありませんでした。

なお、結果については市報（8月1日号）及び小金井市ホームページに掲載して公表するほか、企画政策課（市役所本庁舎2階）、総務課（同1階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけます。

1 施策の名称

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正（案）

2 実施主体

小金井市

3 意見の募集方法

(1) 募集期間 平成28年6月1日から同月30日まで

(2) 提出方法 直接もしくは郵送、ファクス又は電子メール

4 意見の提出状況

0人・0件

5 問合せ先

小金井市企画財政部情報システム課情報システム係

電話 042-387-9827

FAX 042-386-2719

E-mail s010499@koganei-shi.jp

議案第54号資料4

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正に対応する基幹系システム改修費用について

1 医療助成システム（乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成）改修費用

- (1) 画面数 3画面
- (2) 帳票数 2帳票
- (3) 改修費 2,160,000円（消費税込）

2 児童育成手当システム改修費用

- (1) 画面数 2画面
- (2) 帳票数 なし
- (3) 改修費 486,000円（消費税込）

3 予算措置

予算総額 2,646,000円（1及び2の計）

予算科目

款 02 総務費

項 01 総務管理費

目 02 文書管理費

事業 06 基幹系システムに要する経費

節 13 委託料

細節 01 委託料

細々節 18 基幹系システム修正委託料（番号独自利用対応分）